## 企画・発行 上野税理士法人

〒108-0074 東京都港区高輪2-6-21 FAX 03-6450-2174

E -mail: info@care-mas.com

C-MAS

セミナー 情報

1/16(月) 「改正介護報酬の詳細解説と対策:新加算の取り方セミナー(仮称)」

講師: 小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

会場: 港区立商工会館 第一会議室

申し込みの受付開始は12月を予定しています

## ホームヘルパー2級 - 12年度末で廃止の方針

厚生労働省は、ホームヘルパー2級(訪問介護員養成 研修2級課程)を12年度末で廃止し、「介護職員初任 者研修課程」(仮称、初任者研修)に移行する方針を固 めた。ホームヘルパー2級の修了者は、初任者研修の修 了者とみなされ、13年度以降も引き続き働くことが出 来る。

ホームヘルパー3級(訪問介護員養成研修3級課程) も 12 年度末で廃止される。

ホームヘルパー1級(訪問介護員養成研修1級課程) と「介護職員基礎研修課程」(基礎研修)は、介護福祉 士国家試験を受験する際に義務付けられる実務者研修 に統合される方針。ホームヘルパー1級修了者と基礎研 修の修了者は、初任者研修の修了者と見なされる。実 務者研修を受講する際には一部の科目が免除される。

(CB news)

## 介護職処遇改善 - 事業者の内部留保活用を

政府の行政刷新会議は22日、「介護サービスの機能 強化と効率化・重点化」をテーマに「提言型政策仕分 け」を行い、2012年3月で介護職員処遇改善交付金が 終了することを踏まえ、今後の改善策について提言し た。

- 介護職員の人件費は一時的な基金でなく、介護報酬 で対応すべき
- 介護報酬を加算する場合は、人件費に充てるよう条 件を付けるべき 等

また、介護事業者に多額の内部留保があるとの指摘 から、「事業者の内部留保がある場合は、その活用を行 うべき」と付け加えた。

(CB news)

詳しくは、無料メール相談までお気軽にお問い合わせ ください。

info@care-mas.com

## 介護報酬の地域区分の見直しについて

10月7日、社会保障審議会介護給付費分科会で介護 報酬の地域区分について見直す検討があり、 酬を 0.6%マイナスし、 特別区や特甲地に上乗せする 方向を示した。

地域割り、適用地域、上乗せ割合は介護保険制度創 設時、国家公務員の地域手当に準拠することとしてき たが、国家公務員の地域手当の見直しにより差が出て いた。また、現在の地域割り(5区分)より、国家公 務員の地域割り(7区分)の方が実態をより反映して いるため、現在の国家公務員の地域割り(7区分)に 準拠し、特甲地を特甲地1(仮称) 特甲地2(仮称) 特甲地3(仮称)と3分割する。適用地域及び上乗せ 割合については、国家公務員の地域手当に準拠した見 直しを行う方向。

また、現時点の財政試算について、財政的に増減を 生じさせないようにすること(財政中立)を原則とし た場合、基本報酬を約0.6%引き下げる必要がある。

新地域区分	特別区	特甲地 1	特甲地 2
改定案	18%	15%	12%
	(17.4%)	(14.4%)	(11.4%)
	特甲地3	甲地	乙地
	10%	6%	3%
	(9.4%)	(5.4%)	(2.4%)
	その他		
	0%		
	(-0.6%)		

()内の割合は、国家公務員地域手当の上乗せ割合に、 基本報酬を平均マイナス 0.6%引き下げた影響を加味 した上乗せ割合。

(第81回社会保障審議会介護給付費分科会資料)